

茨城県立医療大学企画戦略室設置要項

（設置）

第1条 茨城県立医療大学（以下「本学」という。）に、大学運営における目標設定や実施計画など戦略的に遂行するため、企画戦略室を置く。

（任務）

第2条 企画戦略室は、学長の諮問を受けて、持続可能な未来社会を見据えた将来構想の取りまとめ、大学運営に関し統括的な観点から、調査分析、企画立案若しくは全学の意見収集等を行い、その結果を答申する。

（組織）

第3条 企画戦略室は、学長が指名する者をもって組織する。

2 企画戦略室に室長を置き、前項の者のうちから学長が指名する。

（その他）

第4条 この要項に定めるもののほか、企画戦略室に関し必要な事項は、学長が定める。

2 学長企画室の任務は企画戦略室に引き継ぐものとする。

（事務）

第5条 企画戦略室に関する事務は、事務局総務課において処理する。

付 則

1 この規程は、令和6年7月1日から施行する。

（茨城県立医療大学学長企画室設置要項の廃止）

2 茨城県立医療大学学長企画室設置要項（平成27年4月1日施行）は、廃止する。

3 本要項施行時に学長企画室で取り扱っていた任務は企画戦略室に引き継ぐものとする。